

令和6年6月24日

小学4年生・5年生・6年生 保護者様
中学生 保護者様

教育研究所長

那覇市学習用タブレット端末貸与の申請について

各小中学校ではGIGAスクール構想の実現のため児童生徒1人1台の学習用タブレット端末（以下「端末」という。）が整備されております。

一部の学年（小学4年生・5年生・6年生、中学生全学年）において児童生徒の家庭学習の充実等のため、端末のご家庭への持ち帰りを実施しております。

貸与時には貸与を受けた世帯で責任をもって機器を管理していただく必要がありますので、事前に貸与を受ける意思の確認を行っております。

つきましては、下記の事項をご確認のうえ、端末の貸与を希望される場合は申請をお願いいたします。

記

1. 学習用タブレット端末貸与に係る申請について

(1) 対象者 : 端末貸与を希望する保護者

※前年度に現在籍校に申請している場合は、提出不要です

◆注1：6年生は今年度も再度ご提出をお願いいたします。（理由は下記をご確認ください）

(2) 提出物 : タブレット端末等貸与申請書(別紙1)

※児童生徒ごとに申請が必要です

(3) 提出期限 : 端末の持ち帰りを実施する前日迄

(4) 提出先 : 在籍する学校

(5) 注意事項 : ご家庭にあるパソコンでの学習を希望する場合や、前年度に現在籍校に申請書を提出している場合は不要です。

2. 端末とインターネットの接続について

(1) 端末はクラウド上のアカウントにログインして使用するため、インターネットに繋がるWi-Fi環境が必須となります。貸与時にはご家庭のWi-Fiに接続していただきますようお願いいたします。

注1：今年度も再提出する理由として、昨年度5年生より進級する際、「在籍期間中保管」の確認不足により誤ってシュレッダーにかけてしまいました。誠に申し訳ございません。持ち帰りを希望される6年生の保護者の皆様にはお手数をおかけしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。（銘苺小教頭）

(2) 就学援助または生活保護を受けており、かつ、Wi-Fi環境がご家庭にない世帯につきましては、ルーター等の貸与に関して別途申請ください。

◆希望される場合は、銘苅小教頭まで直接ご連絡ください。(098-917-3336)

(3) 上記(2)に該当せず、かつ、Wi-Fi接続環境がないご家庭においては、持ち帰りについてご理解いただき、夏季休業までにWi-Fi環境をご準備くださいますようお願いいたします。なお、Wi-Fi環境の整備が困難な場合は、別の方法(紙プリント等)での課題提出等を検討しますので学校へご相談ください。

3. 破損等の取り扱い

学習活動(家庭学習も含む)における破損・故障の場合、基本的には弁償などの負担を求めることはありませんが、故意による破損や、通常の使用状況を逸脱しての故障などの場合、ご家庭等に弁償を求めるともあります。

詳しくは以下のQRコードを読み込みご覧ください。



問い合わせ先

那覇市立教育研究所
情報支援G 098-917-3441

那覇市学習用タブレット端末等貸与申請書

年 月 日

学校長 様

申請者 住所

氏名

電話

(児童生徒との続柄：)

学習用タブレット端末等の貸与を受けたいため、遵守事項を確認のうえ、以下の期間における学習用タブレット端末等の貸与を申請します。

貸与を受ける期間または理由

- (1) 夏季休業等の長期休業時及び学校長が家庭学習の質の充実のために持ち帰りを認めた期間
- (2) 感染症の拡大及び大規模な自然災害等により臨時休校または学年・学級閉鎖となった場合
- (3) 児童生徒の同居家族及び接触者が感染症の発症または濃厚接触者認定等により、児童生徒本人が自宅待機となった場合
- (4) 特別な理由によりその他の期間において貸与を受けたい場合 (記載ください)

[理由]

在籍校 (申請時)

那覇市立 学校 年 組 番

(ふりがな)

児童生徒氏名

遵守事項

- 私は、貸与物品を他者に使用させ、又は転貸しません。
- 私は、貸与物品を売却、廃棄又は故意に破損しません。
- 私は、貸与物品を利用し、他者に対し、被害や悪影響を与えません。
- 私は、貸与物品のセキュリティに係る情報を他者に漏らしません。
- 私は、貸与物品を学習活動以外に使用しません。
- 私は、貸与期間が満了したときは、速やかに貸与物品を返却します。
- 私は、貸与物品を適正に管理し、紛失及び盗難に注意します。
- 私は、遵守事項に反し適正な管理を著しく逸脱する行為により発生した破損、故障、又は紛失等の場合、その弁償及び修理に係る費用を負担します。
- 私は、学校が定める規程等に反する行為を行いません。